

使用料等見直しの内容について

1 基本的な考え方

明確で適正な料金算定と減免制度の抜本的な見直しを行い「受益者負担の適正化」を図ることにより、税配分の公平性を確保する。

市民の目線に立ちサービス利用者も利用しない者も納得できる基準を策定する。

2 見直しの状況

(1) 使用料

減免制度が適用されなくなる利用者にとっては負担増となるが、利用者が負担すべき経費を限定化することにより多くの料金が下がるため、利用者の大部分が負担を軽減されることになる。

サービスを利用しない者や減免が適用されない通常料金の利用者にとっては、肥大化した減免制度の見直し及び全体的な料金の値下げは、負担の公平性と利用の面から納得される基準となる。

減免制度の見直し

各種団体の育成や活動を支援する観点から行ってきた減免制度は、受益者負担の原則に基づき、原則廃止する。

但し、施策を推進するにあたり行政との協働の観点から相互に協力関係にある団体、すなわち会員相互等に限定された活動ではなく行政に代わって役割を担う活動を行う団体に対しては、当分の間施設を限定し適用する。

市民、福文、クイット、ムの適用団体 約700団体 約70団体

見直し対象施設

市民会館等の会議室・ホールや体育館、コミセン及び公民館等の地域集会施設の料金を見直すとともに青少年センターを有料化する。

29施設の内訳（改正14、有料化1、現行通り2、対象外12）

料金の状況

料金は市民の目線に立った算定の結果、下がるものが多くなっていることに加え、激変緩和措置として、現行料金との乖離を上限1.2、下限0.8とした場合、引上げ、有料化となる料金の対象は全体の15%に止まり、全体で料金は約10%引き下げとなる。

211区分の内訳（引上げ25、有料化7、引下げ105、現行通り11、対象外63）

使用料等見直しの内容について

収入の状況 利用率そのまま試算

増収見込額 約 2,700万円 (利用料金を含む使用料収入 1.8億円 1.8.3億円)

【内訳】減免廃止 5,500万円、料金改正 2,800万円

市民会館・福文・クリエイト	1,600万円
生涯学習センター、男女共生センター	180万円
体育館	800万円
グラウンド、テニスコート	180万円
小中学校(グラウンド・体育館)	180万円

主な利用団体の負担状況 年間負担額 (単位：千円)

施設	減免状況	個別団体名	a現行	b改正後	c増加b-a
市民会館	5割減免	謡曲連合会	125	259	134
福祉文化会館	3割減免	労働基準協会	417	386	31
市民総合センター	5割減免	泉パレエ教室	504	739	235
生涯学習センター	免除	コールハーモニー	0	111	111
公民館	5割減免	合気道同好会	15	34	19
市民体育館	5割減免	バスケット連盟	260	564	304
小学校グラウンド	3割減免	サッカースポ少	13	27	14
テニスコート	3割減免	ソフトテニス連盟	202	288	86
グラウンド	3割減免	ソフトボール連盟	218	264	46

(2) 手数料

前回の検討部会の結果を踏まえ、料金改正は行わず減免制度の適正化のみを図る。

改正しない理由

発行件数の多い住民票や税証明は概ね適正な範囲にある。

件数が少ないことや事務の性質上、審査に時間を要すること等から現行料金と乖離する料金については、近隣市との比較を踏まえた結果、許容範囲にある。

廃棄物処分手数料については許可業者の減免制度の見直し(廃止)に合わせて、し尿処理手数料については対象戸数も少なくなっており、今後の下水道等の整備と合わせて見直す。

減免制度の見直し

減免の適用範囲を「法令等で規定されている場合」及び「社会的・経済的に真に支援が必要な場合」に限定し適正化を図る。

年金関係の請求手続き等における戸籍・住民票等の無料発行を止める

収入増見込 約 250万円 (年金関係無料発行件数 約7,200件) 手数料収入総額 3.3億円